

令和4年度第1回佐倉市青少年問題協議会会議概要

会議名	令和4年度第1回佐倉市青少年問題協議会会議概要
開催日時	令和4年7月28日(木) 10時00分～12時00分
開催場所	佐倉市役所議会棟 全員協議会室
出席者	西田三十五会長 : 佐倉市長 圓城寺一雄副会長 : 佐倉市教育委員会教育長 石井健司委員 : 佐倉市副市長 関山邦宏委員 : 佐倉市教育委員会教育長職務代理者 佐藤鈴子委員 : 佐倉市こども支援部こども家庭課長 井上敬子委員 : 千葉家庭裁判所調査官 阿部和子委員 : 佐倉市民生委員・児童委員協議会副会長 石渡康郎委員 : 保護司会佐倉市分会会長 加藤康男委員 : 佐倉市立佐倉東中学校長 佐藤道広委員 : 千葉県立佐倉西高等学校長 山口裕司委員 : 成田公共職業安定所長 藤寄秀秋委員 : 少年警察ボランティア協議会佐倉地区副会長 片岡正臣委員 : 佐倉市青少年育成市民会議会長 富永三咲委員 : 佐倉市体育協会理事長 溝淵哲雄委員 : 佐倉市スポーツ推進委員連絡協議会会長 新田 司委員 : 千葉敬愛短期大学教授 梅田美知子委員 : 佐倉市人権擁護委員 柴崎智央氏 : 佐倉警察署生活安全課長(署長 石井雅之委員代理) 神成裕尊氏 : 佐倉市教育委員会教育部指導課主幹(課長 松丸 晴久委員代理) 事務局 島村こども支援部長、上野こども政策課長、 こども政策課 鈴木副主幹、宮野主査補、落合主任主事、田中主事
傍聴者	無
議事	□開 会 1 開 会 2 市長あいさつ(西田佐倉市長) 3 委嘱状交付 □会 議(西田会長議長) 1 各団体の取組みについて ○佐倉市こども支援部こども政策課 上野課長 ・こども支援部は、こども政策課、こども保育課、こども家庭課の3課体制です。こども政策課では、保育事業や補助金関係、子ども子育て支援事業計画、待機児童対策、青少年育成事業、成人式の他、子どもの貧困関係や子どもの権利条約の啓発などを担当しています。 ・保育園の待機児童数は、これまでの施設整備やコロナ禍の影響もあり、令和3年4月から現時点まで「ゼロ」となっています。そのほか、多様な働き方に寄り添い、「一時預かり事業」を使いやすくする改正など、一層の充実を図っています。 ・昨年度、教育委員会・学校の皆様の協力を得て、子どもの生活状況調査を小学5年生

と中学2年生を対象に行い、児童生徒については95.6%の回収率となりました。市のHPで案内しています。本年度はこの調査を元に、子どもの貧困計画の策定を予定しています。

- ・ヤングケアラーについては、まだ認知度が低く、本人にも自覚がない中で、身近な大人が気付くことが大切とされ、国や県も、啓発に力を入れています。市では広報さくらの7月1日号の一面で、市民の皆様にご存知いただくための周知啓発を図りました。
- ・こども食堂は、市内で少しずつ増加しており、市民主導のよさを生かしたこの取り組みを市としても側面支援していきたいと思います。持続可能性を高めるため、また、利用して欲しいお子さんに情報が届くことを願い、8月27日のイベントを契機に、皆様にご存知いただき、親御さんやお子様への声かけ、寄附などの応援の輪が広がればと考えています。

○佐倉市こども支援部こども家庭課 佐藤課長

- ・こども家庭課では、日頃から教育委員会や各学校をはじめ、民生委員・児童委員、佐倉警察署等、各関係機関と連携を取り、児童虐待の防止、対応に努めています。
- ・令和3年度の相談件数は、785件、そのうち前年度からの継続件数は、331件、新規相談件数は454件でした。
- ・相談件数785件のうち、虐待に関する相談が549件で、69.9%を占めています。虐待に関する相談は年々増加傾向にあり、10年前の平成23年度と比較すると、約2.4倍となっています。
- ・令和3年度 虐待新規ケース数は、335件で前年度より19件増加しています。虐待行為別の件数は、最も多いのが「心理的虐待」で192件、次いで「身体的虐待」、育児放棄等の「ネグレクト」、「性的虐待」の順となっています。
- ・新型コロナウイルス感染拡大に関する影響が長期化する中、感染防止に係る行動制限や食費等の物価高騰等の影響から、家庭内での精神的経済的ストレスが増大し、児童虐待の発生リスクが高まるのではないかと懸念がありますので、DVも含め、児童虐待、引き続き増減の傾向について注視していきます。
- ・児童虐待の主な要因は、資料の中段の3に記載してあるとおりですが、最近はこちらの要因が複雑に絡み合ったケースが増えているように感じています。
- ・こども家庭課では、児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会の調整機関として、児童虐待防止ネットワーク会議や、小・中学校、保育所、幼稚園と関係機関からの定期情報提供など、連携を図り児童と家庭に対する支援を行っていきます。
- ・昨年度から、子ども家庭総合支援拠点を設置して、関係機関の皆様と連携を図りながら、子どもと家庭妊産婦に対し、社会福祉士や保健師などの専門職による家庭訪問や相談ソーシャルワークを行い、妊娠期から子育て期まで切れ目のない継続的な支援に取り組んでいます。

○佐倉市教育委員会指導課 神成氏

- ・平成23年にいじめ防止対策推進法が施行され、学校、保護者、地域が協力し、いじめのない学校づくりに全体で取り組んでいます。
- ・いじめ月例調査について、各学校は、いじめに関する状況を毎月、指導課に報告

し、指導課は、市全体のいじめの状況を把握、分析し、対応に努めています。いじめを早期に発見し、速やかに対応することにより、大きな事案になる前の対処を目指し、いじめが解決するよう努めています。

- ・教育相談週間・いじめアンケートの実施について、学校は、児童生徒がいじめ問題を含めた様々な悩みに対して、相談しやすい環境を整えています。いじめアンケートは、回数や頻度は学校によって様々ですが、少なくとも学期に1度は実施しています。小学校などで毎月行っているところもあります。
- ・佐倉市いじめ防止子供サミットの開催について、毎年、夏休み、各小中学校の代表児童生徒を集め、話し合いを行い、子どもたちの目線によるいじめ防止対策を打ち立てます。本サミットで学んだ内容を学校で発表し、市内全児童制度でいじめについて考えます。今年も8月上旬にオンラインで実施予定です。
- ・学校支援アドバイザーの巡回について、5名の学校支援アドバイザーを雇用し、市内34校を巡回し、いじめ問題を初めとする生徒指導諸問題について、学校に助言をしています。
- ・不登校児童生徒の対応について、不登校児童生徒とは、「年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由、による者を除いたもの」と定義されています。毎月1回、長欠状況調査を実施し、学校は、不登校児童生徒について、その状況を毎月報告します。月例報告をもとに、教育センター指導主事や学校教育相談員が学校訪問や、面接相談を行い、個別の支援について協議し、対応に当たっています。また登校を希望しない児童生徒については、様々な学習形態が認められるため、オンライン授業や学習プリント配付回収するなどにより、学習支援を行っています。子どもたちや保護者の希望に応じ、適用指導教室に通い学習するケースもあります。

○佐倉警察署生活安全課長 柴崎氏

- ・年間を通じた不審者対応訓練、防犯講話等を実施しています。コロナ禍もあり、例年に比べればちょっと少なかったが、通常生活に戻していこうという政府の方針にも沿って、学校からの依頼等も増えて、本年6月末現在で不審者対応訓練、ネット安全教室等を含め30件ぐらい依頼を受けて対応しているところです。今までは体育館に集まってというケースが非常に多かったが、最小限、教員に対する講和を実施して、あと視聴覚室から配信でというような工夫をさせていただいてやっています。
- ・特に夏休み、携帯電話を持っている子どもたちも増えてきて、子ども自身がみずから裸の画像を送ったり、みずから成人男性の方に行って寝泊まりしているというような、いわゆる児童ポルノ事案だとか、児童買春、果ては誘拐事案というのを認知しているところです。小学生が成人男性のところに行ってしまうということになれば、未成年者誘拐ということが成立しますので、成人自体がそれを認識していないという重要な問題もありますが、子どもたちも安易にというところがあります。
- ・犯罪の認知については、当署管内で6月末現在514件認知していますが、そのうち、検挙数は125件、そのうち少年はというと14名認知しています。
- ・少年事件といいますと大体は窃盗万引きとか、暴行傷害という短絡的なものが多いのですが、児童ポルノとかに関して、自撮り画像など、要は、少年自体が被疑者になってしまうというような事件を認知しているところです。
- ・あと例えば学校に侵入し火をつける、落ち葉を燃やして、ストレス発散でというよ

うな事案も認知しています。こういうものについては、やはり家庭にも何らかの問題があるケースも結構複合的に絡んでいる場合が多々あります。当署で認知している事件については、親御さんの方で、いわゆる夫婦間トラブルがあったり、そのお子さんに対する暴言、児童虐待、心理的虐待、面前の口論といった虐待なんかも複合的に絡んでいるようなケースも多々あります。

- ・逆に市外ですが今身体的虐待があると認知し対応していく過程で、虐待自体は当然許されることではないですが、その原因として、子どもが学校から借用している端末でアダルトを見て、やめろと言っても辞めずにするとか、あとは同級生に対する暴力、万引きなどを繰り返してきて、それを何度言っても直らないということで親御さんが耐えかねて、手を出してしまって虐待というようなケースもあります。
- ・虐待は絶対許されるものではないですが、子どもの違法性について触れずに虐待、虐待とやってしまっても、改善には繋がらないと思いますので、そういった継続的な支援が必要な家庭については、子どもに対する指導というのは、親御さんの要望を受けてやることもあります。佐倉市でいう、こども家庭課だとか、あとは児童相談所等に通告して連携しながら、進めているところです。
- ・警察だけでは、問題を一気に改善していくのは難しいところがあり、引き続き関係機関の連携協力をお願いしながら事件事故等対応していきたいと考えています。

○千葉家庭裁判所家庭裁判所調査官 井上委員

- ・家庭裁判所では検察庁或いは警察の方から送致されてきた14歳以上、20歳未満の少年事件と、13歳以下の少年事件のうち、児童相談所の方から送致されてきた触法事件を主に審理を行っています。
- ・本年4月から少年法が一部改正施行されており、民法上成人年齢が18歳になりましたが、少年法は、従前通り20歳未満適用という形は維持されていますが、18歳19歳の少年については特定少年という呼び方をして、従前の17歳以下の少年とは若干異なる取り扱いをすることになりました。大人の刑事裁判に回ってもらう事件の拡大、或いは犯情に応じた処分。相応の責任を持ってもらうという考え方が取り入れられ、制度が変わった面があります。特定少年であってもこれまで同様に、全件送致ということで、起訴猶予とかいうような扱いはなく、全部家庭裁判所の方に事件が送られてきて、家庭裁判所では、少年の要保護性について調査を行い、刑事処分、刑事裁判に回るのが相当であるとされなかった少年には、従前通り、少年の立ち直り、更生に必要な処遇を考えるという手続きが維持されています。
- ・家庭裁判所では、その子その子に応じた、非行メカニズムの解明、アセスメント、というようなことをやっていくと同時に、教育的措置と私たち呼んでいますが、少年、保護者から話を聞く面接の中で、様々な働きかけを行っています。ワークシートを利用したり、集団での講習みたいなこともやっています。
- ・本年度は新たに、インターネットに絡む事件、或いはインターネットのトラブルが背景になって起きている事件が昨今目立っているので、新たにネットセーフティー講習を立ち上げて、運用開始したところです。
- ・家庭裁判所での講習の特徴は、親御さんにも、子どもがどういう講習を受けているのか一緒に受けていただいて、場合によっては親子で意見交換をさせて、また感想を述べてもらうというような働きかけをして、家庭に持ち帰ってもらいそれが繋が

っていくようにということをねらった取り組みもやっているところです。

- ・件数としては少年人口の減少というところで、家庭裁判所が扱っている件数は、頭打ちというか、減少傾向にあるのは、変わっていません。中身が時代とともに変わってきている部分について、裁判所の方も、工夫をしながら進めているという状況です。

○民生委員・児童委員協議会 阿部委員

- ・民生委員・児童委員は、1期3年になっていて、今年も11月までが、現在の方の任期となっています。12月からは新しい民生委員の方が選ばれて来る予定ですが、なり手が少ないと、いろいろなメディアなどでも放映されています。民生委員の仕事が多岐にわたっており、これからは本当に地域にとっては必要なものになっていくのではないかと考えています。現在の構成人数は207名。来年度、12月からはもう少し人数が増えればいいなと考えています。
- ・令和4年度の事業活動計画で、全体としては、千葉県の民生委員大会が9月の6日にある予定です。令和4年の10月の19日、20日と、全国民生委員・児童委員大会が、名古屋で開かれる予定です。コロナでどうなるかわかりませんが、令和4年の12月1日に、新しい民生委員の方が決まるということになっています。
- ・毎月1回の地区会長会議と各地区で定例会を毎月1回やっています。民生委員は、地域の中から選ばれていますが、大事なことは、学校や、行政との連携が一番大切だと思っています。学校との連携は、全体の中で一斉にどの学校とも連携が取れているというような状況ではないので、できれば、学校ごとに民生委員と連携を取っていただきたいというのが願いです。

○保護司会佐倉市分会会長 石渡委員

- ・保護司会の活動方針、事業計画について、青少年に関しては、活動方針の中で、2 犯罪予防活動の推進ということで、青少年健全育成活動への協力とか、3 処遇支援活動の推進、社会支援開拓活動の推進の中で、市内の小中学校と連携を深めています。コロナが発生する前は、年1回、保護司と小中学校の先生との意見交換会議も持たせていただきました。
- ・事業計画においては、7月の青少年非行防止相談会を行っていますが、社会を明るくする運動の中の一環として、こういう相談会も開催しています。
- ・普段の活動は、青少年に関しては、子どもたちが、非行起こしてしまった中で少年院とか、少年鑑別所などに送られてしまったとき、それぞれの刑期満了前に仮出所した人たちに対して我々保護司が面接をしたり、身元引受となり、本人等と最低月2回面接をしています。少年院に入らなくても、裁判所で保護観察に処するというような判決を受けた子たちも含めてその更生を図っていくというのが我々の仕事です。
- ・幸い、私たちが見ている限りでは、そんなに増えてはいない状況です。ただ家庭環境とか、いろんな状況の中で、犯罪非行起こしてしまう子はいますので、そういう社会環境も含めて改善していく必要があると感じています。

○佐倉市立佐倉東中学校長 加藤委員

- ・本校では、毎週金曜日に、生徒指導会議を持ち、各学年の様子について、各学年の生徒指導担当者から報告を受け、情報交換を行っています。この会議には、各学年の生徒指導担当、生徒指導主事、校長、教頭、スクールカウンセラー等が入って、早期発見、早期対応ということで対応しています。
- ・月に1回の職員会議で各学年の問題行動、長欠生徒について報告を受け対応に当たっています。
- ・校外の活動は、校外パトロールを、青少年育成住民会議の連絡を受け、毎月、職員で分担をしながら、夜のパトロールに参加しています。
- ・年間3回、教育相談を行っており、5月に1回目を行いました。1回目は担任。2回目は、担任以外、3回目ということで、年間3回予定しており、いじめや人間関係のトラブルについて早期発見、早期対応に努めています。
- ・民生・児童委員会議を実施し、民生児童委員の方から地域の情報、貴重な情報をいただき、学校生活、子どもたちの生活に生かしています。
- ・5月に生徒総会で「さしみ宣言」というのを実施しており、これはいじめを「させない」、「しない」、「見逃さない」、この頭文字を取って「さしみ宣言」とし、人権教育に力を入れているところです。各学級、道徳の時間等を通して、人権についての資料を扱って、そのあと人権作文を書かせています。これは全員の生徒を対象にしています。研修は、この夏休み8月19日に白銀小、東小と3校合同の人権講話会ということで、教員の研修会を予定しています。
- ・お祭りの開催があれば、職員がパトロールに参加しています。
- ・12月に生徒対象の人権集会を実施しています。特に本年度は教育長からの意向指示もあってコロナで2年間、いろいろな学校の教育活動が抑えられたところもあったので、感染予防しながら、学びを前に進めるということで取り組んでいます。特に学年間の交流、校外学習の実施、人間関係を育む活動を大切にしながら、マスクで顔が見えない状況ではありますが、日頃の細かい生徒の変化に素早く情報交換して察知して、対応に努めています。
- ・各中学校生徒指導会議、中学校生徒指導担当の会議を年間数回行っており、自分の学校だけではなくて、学校間のトラブルにも対応しています。
- ・こども家庭課の担当者、民生・児童委員の方々、外部の機関との連携というのを大切にしながら、取り組んでいます。特に不登校の問題、虐待の問題というのは、なかなか見えづらいものなので、関係機関と連携をしながら、早期対応に努めているところです。

○千葉県立佐倉西高等学校長 佐藤（道）委員

- ・佐倉西高校、佐倉東高校ともに、佐倉市内の出身の中学生が大多数を占めるという生徒の構成になっています。
- ・事業としては、県の教育委員会が主導する高等学校生徒指導推進研究協議会や千葉県高等学校教育研究会生徒指導部会。印旛地区の生徒指導連絡協議会というものを持っています。年間6回ぐらいで、地区の生徒指導部長等が集まりどんな事例があったとかそういった情報交換の場になっているところです。
- ・PTAの方でも地域の巡回をして、ぶらぶらしているような生徒たちへの声かけみたいなものを行っています。

- ・生徒指導は、手のかかる生徒たちも多い学校になるので、服装の指導であるとか、生活習慣の指導であるとか、そういったものにだいぶ追われているというような感じになっています。特徴的なところで言うと登校指導みたいなものがあって、服装等が悪ければ、1回返して再登校させるというようなこともやっていますが、そういった表面に現れる生徒たちについては、そういうやり方で行けますが、それ以外に、最近多いのは特別支援を必要とするような、生徒指導が多数あるので、月に1回、スクールカウンセラーを入れた特別支援委員会というようなものを設けて、それぞれの生徒たちの情報交換を行っています。
- ・青少年健全育成のために中学校もこれから部活動が地域移行といったことがあると思いますが、とにかく何かしつかり打ち込むようなものがあるような人たちはあまり心配ないですが、アルバイトだとかそういったところばかりに頭がいつってしまうような子たちが多いところは、問題があるのかなと考えます。
- ・今一番問題になっているのは、コミュニケーション能力が低いというようなところがかかなりあるので、皆さんの協力いただきながら高校生の出番をいっぱい作ってもらい、慣れていくことで、コミュニケーション能力が上がっていくんじゃないかなと考えているところです。

○成田公共職業安定所長 山口委員

- ・私たちは地域の労働力の需給調整機関として、各種雇用施策に取り組んでいる行政機関です。
- ・高校生の就職支援について、高校生の就職は、新規卒業者の選考のルールがあります。求人の受け付けが全国一斉で6月1日。推薦が9月5日、9月16日から選考開始するという形で申し合わせ選考しています。1人原則2社までという形で、それを私ども行政の方で事業者、学校様と連携しながら、運営しているところです。
- ・この3月の新規学校卒業者の成田のハローワークの管内4市3町（佐倉市、成田市、印西市、富里市、酒々井町、栄町、芝山町）の進路合計、高等学校の卒業者が3000人ほどあり、進学の方がやはり多いです。就職の数は345でした。その他専門学校、またその他家事家業手伝いとかもあります。高等学校の卒業者は、先ほどのルールに基づいて就職支援を行っています。
- ・令和3年4年の管内の求人数は、コロナの影響で少なく、コロナ前は1700からありました。今年の求人数は、去年の2割増しぐらいになっています。ウィズコロナに向けて企業の皆様の採用意欲が高まってきています。ただ、コロナ前にはまだ戻っていないといった状況です。
- ・事業活動の計画について私どもが支援している内容を具体的に言いますと、高等学校の生徒さんに対する職業講話、就職のこと、就職って何なのとか、こういった仕事があるのとか。そういったセミナーを学校に伺ってやったり、9月から面接あるから8月にちょっと面接をという形で学校に伺って模擬面接をやったり、個別で演習もしています。そして、就職が内定した後などに、労働基準法などを事前にお伝えするようなセミナーなど、要望に応じて対応しています。
- ・今の高校生の傾向として、以前は給料が高いところが比較的人気があったような時代もありましたが、最近は、ワークライフバランスを重視し、休日とか、労働時間、福利厚生面、研修制度とか、そういったところを重視して考えて選んで、就職

する生徒さんが増えてきているという感じがあります。

- ・どうしても未内定の方が多少出てきます。そういった支援も冬場にかけてするといったところでございます。
- ・心配なところでは、就職後、若い方は早期離職のケースが多いです。これについては、文科省さん主導で学校の方でもやっているキャリア教育があると思うのですが、それでも、まだまだ課題は残っていて、これについては、行政と企業でタイアップしていかなければいけないのかなと考えています。

○少年警察ボランティア協議会佐倉地区副会長 藤寄委員

- ・重点目標は、青少年の防犯活動で、構成メンバーは16名で行っています。毎月第3土曜日の、夜8時から9時半ぐらいを目安に1時間半ぐらい、防犯活動の見守りを行っています。担当地区は、JR佐倉駅周辺、JR八街駅周辺、京成ユーカリが丘駅周辺、酒々井町周辺です。警察署のご指導を受けて活動しています。

○青少年育成市民会議会長 片岡委員

- ・佐倉市の住民会議というのが7地区ありまして、スポーツ大会とかパトロールとか、地区ごとに地区に合った活動を、いろいろとやっています。
- ・市民会議として一番の特徴は、畑の学校をこのところずっと長く主催しています。これは家族を中心にして、弥富の畑、川村美術館の駐車場とトイレをお借りして実施しています。広報に載せて募集し、いつも多すぎてなかなか当たらない人もいますが、種まきからいろいろ畑の草取りとかそういう活動をしながら最後には収穫をする。家族全員でもって畑でやる。コロナがこのところちょっと続いています、屋外ということで、密を避けるようにして、検温等も実施しています。今のところ感染はないので、これからも気をつけながら秋までやっていきます。

○佐倉市体育協会理事長 富永委員

- ・資料上段の大きな四角、これが佐倉市体育協会の主催事業です。中段の四角は県及び印旛郡体育協会の主催事業です。一番下段が後援・協力事業として、わんぱく相撲始め3月の佐倉マラソンまで取り組んでいるところです。
- ・コロナの対策については、体育協会としては、23の競技専門部があり、この中には接触をする競技、また球技とか陸上とか非接触競技がありますので、一元的に判断は難しいということで、各競技団体に判断をゆだね大会等の開催の可否を決定して実施しています。
- ・今後も頑張って青少年の育成に寄与していけるようなスポーツにしていきたいと思っていますのでご協力をお願いします。

○スポーツ推進委員連絡協議会会長 溝渕委員

- ・佐倉市スポーツ推進委員は、計30名で活動しています。主催事業として、6月25日にニュースポーツまつりを市民体育館で140名の市民の皆さんの参加を得て、ボッチャとかミニバレーを体験していただきました。コロナの中ですので競技中もマスクをし、手指の消毒をしながら、ボールとか使ったらすぐに消毒、感染予防をしながら活動を行っています。

- ・10月に岩名で、いろいろな方のご協力を得て、屋外でスポーツフェスティバルを開催する予定です。参加いただいている市民の皆様、青少年ご老人の方もいらっしゃいますが、問題などを起こすような方は、なかなかいらっしゃらないので、市民の皆様楽しんでいただける企画立案運営を行っている団体です。

○敬愛短期大学教授 新田委員

- ・本学では、地域の連携とか、貢献ということについて、総合子ども学研究所が中心となり行っています。直接ボランティア活動や講座等の支援が難しい状況にありますので、昨年度も地域の保護者の方であるとか、地域の方の支援ということを中心に活動をしています。
- ・高大連携協定を各高校と結んでおり、市内では、佐倉南高校と連携させていただいています。今後、市内の高校生との連携を進めていけたらと思っています。
- ・地域連携事業ということで、コミュニティカレッジさくらで、本学の教員が講師をさせていただいています。
- ・保育士の学び直し、学び深めに関するニーズ調査ということで、佐倉市内の保育士の方々にアンケートをとり、こども支援部こども保育課の皆さんにも協力をいただき実施しました。結果をもとにして、地域に還元できる形にできればと考えています。
- ・本学の学生の状況についても、ヤングケアラーであるとか、ひとり親家庭でかなり経済的に厳しい学生がここ数年目立っているように思います。短期大学なので、2年間で通うことができるということで、そういったニーズもあるかと思うのですが、支援の必要な学生も本当に増えてきている状況があると思います。コロナ禍も相まって学生生活をうまくできないという学生がいますので、我々教職員ができるだけ対応しながら、支援していくということで、鋭意進めています。特に18歳以上ですので、支援といっても、限られた部分あるかと思っています。そういった点で、皆様のご協力がいただけると大変ありがたいなと思っています。
- ・本学の学生たちもぜひ、人材として地域でご活用いただけると私たち教員も含めありがたいです。

○人権擁護委員協議会 梅田委員

- ・活動は昨年と同様に行っていく予定です。月3回の人権法律相談は予約制となっており、キャンセル待ちの方が出るほどです。昨今、離婚の相談が大変多く、子どもたちにとっては両親ともに大切な存在で、大人の事情により生活の変化に対応しなくてはならず、気の毒に思われることがしばしばです。
- ・コロナ禍のため、しばらく休んでいた学童保育所での紙芝居を使つての人権教室が、この夏休みに実施されます。予定は7ヶ所です。コロナ対策を十分にしながら活動して参りたいと思います。

○西田会長

青少年に係る各機関・団体の皆様の取組や、この取組から見える子どもたちの様子や気になる点等についてお話をいただきました。ありがとうございました。

2 取り組みから見える青少年及び青少年を取り巻く課題と解決のための提言について

○西田会長

次に、事前にいただいている「取り組みから見える青少年及び青少年を取巻く課題」及び「課題解決のための提言」に移りたいと思います。

はじめに、阿部委員から課題と提言についてご説明をお願いします。

○民生委員・児童委員協議会 阿部委員

世帯が困窮しているところが非常に多いということが皆さんの中から出てきていました。食事とか学ぶ機会が少ない子どもが増加していることは事実です。民生委員としては地域によってはいいろいろ違いますが、地域食堂とかこども食堂などの新設をたくさんして、その中で、子どもたちの学ぶ機会、それからあと楽しく食事をするというようなことをしていったらいいのではないかということです。あと2番目にヤングケアラーの実態調査をもしできたらと思います。

佐倉東中学校は、小学校中学校の中でもとても民生委員との連携が取れているということで、手厚い中身がされているように感じています。他のところも同じような感じでやっていただけたら一番いいと思いますが、ヤングケアラーの実態調査ということで、学校との連携について学校に電話して聞いたところ、なかなか子どもから発信するということがないとのことで、調査をするのが非常に難しいような状況があるということです。

先日の読売新聞、7月24日の日曜日。ヤングケアラーのことが載っていました。船橋市がヤングケアラーの独自の実態調査を実施したところ、約4.8%が世話をしている家族等がいるということがわかり、うち36%が生活に影響があるというような記事が載っていました。佐倉市の場合はヤングケアラーを知っていますか。というようなことで、広報なんかは出していますが、できたら、実態調査を行っていただきたいと思います。それで、実態がどの程度なのかということがわかりましたら、その中で、どういうふうに民生委員としては動くかということを考えていきたいと思っています。

○上野こども政策課長

ご意見ありがとうございます。先ほど私の方から説明させていただいた、生活実態調査の中で、ヤングケアラーというタイトルでのしつかりした実態調査ではないのですが、子どもの貧困計画策定を目途とした国の標準仕様に加えまして、佐倉市の設問としてヤングケアラーに関する設問を追加しています。そこで調査した結果となりますが、親兄弟の世話、何かしらのお手伝いをしていると回答したお子さん方がかなり多くて、それはいい意味でとらえて回答されていて、その中で、6時間以上お世話の時間を取っているという問題の部分の児童生徒の回答が3.5%でした。そういった実態の方は押さえています。また今年度、千葉県が実態調査を実施する予定となっており、これでかなり平均的な問題点というのは見えてくるのではないかと考えています。このヤングケアラーの問題も含めた課題は、子どもの貧困計画の策定にあたってどういうことに取り組んでいったらいいかということで対策をとろうと思っており、県の調査の結果の方も見ながら、対処していきたいと思っています。

○西田会長

次に、佐倉東中学校 加藤委員お願いします。

○佐倉市立佐倉東中学校長 加藤委員

以前であれば服装の変化などで、児童生徒の変化が見やすかったと思いますが、SNS やスマホなど、目に見えないところでのトラブルが発生しやすい状況ではないかなと思っています。ここ2年以上、マスクをしている状態が多いので、本当の素顔でマスクを取ってということが少ない。熱中症も危険なので積極的に体育の授業や、様々な事業でマスクを取って、熱中症対策をしながら取り組んでいます、やはりコロナやスマホ、SNSの影響等で、子どもの本当の心のうちが見えづらい部分もあるのかなと思っています。やはり、様々な活動の中で子どもの心を育むことを継続的に行うということ。

それから不登校。特に家庭の問題について、中には家庭訪問して欲しくないというような家庭も一部あります。そういったところにどうやって入り込んでいくか。市の福祉機関と連絡を取ったり、民生・児童委員の方の情報も得ながらやっていくというところで、やっぱり学校だけでは難しい部分もあります。昨年本校も、家出などで警察署にお世話になった事案もありますので、本当に関係機関と日頃顔を合わせて、顔の見える関係を作っていくっていくこと、情報を察知して、対応を早くしていくことが大事かなと思います。

この夏休み、不登校で、1学期ほとんど学校に来なかった子について、学校の担任から必ず連絡を取るということと、場合によっては家庭訪問して、極端な話、生存確認ですね。本当に夏休み中にちゃんと食べているだろうか。ちゃんと生活できているだろうかというところを把握する。それに努めていくのは、夏休み中の今、学校としては心配している部分です。

○西田会長

次に、佐倉西高等学校長 佐藤委員お願いします。

○千葉県立佐倉西高等学校長 佐藤（道）委員

先ほどのヤングケアラーの調査の件ですが、県の方も7月に行ったので、おそらく10月にかけて大体調査まとまって、出てくると思います。

課題と感じるものですが、中学校の方でもありましたが、SNS関係がトラブルになっているケースが今、非常に多い。問題は何かというと、やっぱり未熟な生徒たちなので、人間関係をうまくつくれない。常識的な書き方であるとかそういったものができないというところがあります。先ほども話をさせていただきましたが、部活とか、しっかりやって、多様な人間関係を経験しているかどうかというようなところが一つ原因としてあるのかなと思います。

高校入ってきてあんまり経験がなかったりすると、先輩とか後輩とか同級生と、いろいろと腹を割って話をしたりというようなことであるとか、そういったことがやっぱりできないので、人間関係の作り方というのが、非常に未熟だというようなところがあります。

どうしても目先の楽しいことにどんどんと走ってしまうというような傾向があるとい

うようなこと。それから、先ほども申し上げたように世の中にどういふふうに分たちが対応していくかというふうなことで、やはり慣れというのが必要になるので、いろんなところに出張って行って、イベントであるとかそういったところに出て、自分たちはアピールできるとか、自己有用感みたいなものを育成するとか、そういうような仕組みづくりみたいなものが必要なのかなと思っています。

いろいろ声掛けいただければ、高校生若い力ですので、地域のためにいろいろと役に立ちたいと思っていますので、何かあればお声掛けいただければと思います。

○西田会長

次に、佐倉市体育協会理事長富永委員をお願いします。

○佐倉市体育協会理事長 富永委員

今般国のスポーツ庁は、第一段階として、土日祝日、そして今後第二段階として平日の運動活動の地域移行ということを提言しました。これすなわち学校の中における運動部活動を地域、スポーツクラブですとか、そういうところに移行していこうと理解していますが、協会の一員として、民間側の準備が必ずしも進んでいるとは思えません。タイムラグというか、両方のキャッチボールをしっかりとしないと、拙速に進めていくと、青少年のスポーツに接する機会を奪うことになってはしまわないかと懸念しているところです。

基本私たちスポーツ推進委員の方もそうだと思いますが、指導の専門家ではありますが、スポーツのプロではないです。そのところ、どこまで責任の所在とか考えるときにちょっとどうしたらいいかなというのは、現実のところでは。

これを解決するためにどうしたらいいのかですが、やはり民間側に対する周知、そして担い手の確保等をしっかりと見極めた上で、段階的に入り慎重に進めていく必要があるのではないのかなあというふうに思っているところです。

3 その他

○西田会長

委員の皆様から伝達事項やご案内がありましたらお願いします。

○西田会長

事務局から連絡事項はありますか。

○佐倉市こども支援部こども政策課 上野課長

お配りした資料。8月のイオンタウンのこども食堂のイベント。もしよかったからぜひ皆様も足を運びいただければと思います。

○西田会長

最後に、教育長より本会議の全体を通した総括をしていただきたいと思います。

○圓城寺副会長

本年4月1日付けで教育長を拝命した圓城寺一雄と申します。本日この会議初めて

参加しました。私は県立高校畑の勤務がほとんどで、佐倉市に生まれ育って、地元之恩返しをする機会が今までなく、お世話になるばかりでしたので、このような立場をいただき、未熟ですが、佐倉市の子どもたち、市民のために、最後、何かできることがあれば、精一杯努めて参りたい所存です。よろしくお願いします。

本日の会議の総括ということで、まず、本日出席いただいた委員の皆様方に、佐倉市の青少年をめぐる諸問題への対応、改善に日頃から、多大なるご尽力をいただき敬意を表しますとともに、感謝申し上げます。

今日皆様からいろいろとお話いただいた、青少年をめぐる問題は、まとめると、共通した特徴として、非常に多様化した問題が起こっているということと、その背景に非常に複雑な要因が絡んでいるということ。それと、表面上では見えにくい。このような特徴があると感じました。

冒頭市長の挨拶の中にもありましたが、デジタル技術の進展に伴うネットをめぐるトラブル。学校関係では、不登校やいじめ、また、家庭環境等にも大きな要因があると思いますが、虐待、貧困、ヤングケアラーと、このように本当に非常に多様な問題が、青少年をめぐる起こっている。最前線で苦勞されている皆さんのお話を受けとめさせていただきました。

具体的には、すべての方についてお話できませんが、佐倉警察署の柴崎課長から、家庭環境いろいろな複合的な要因が背景にあって、なかなか警察だけでは問題の改善が困難だという話がありました。

千葉家庭裁判所調査官の井上様からは、親を巻き込んで、セーフティーネット講習を立ち上げたという取り組みの話もありました。

このようないろいろな状況を考えますと、本当に今、大切なことは、関係の皆様が真に連携していけるかどうかが重要だと感じたところです。連携という言葉は、非常に便利な言葉で、私もいろんな場面で使いますが、それぞれの立場で、役割と責任を明確にした中での協力体制を作ることが、連携という言葉ではないかなと、常日頃自分に言い聞かせています。本日の会議は年1回の開催ですが、この会議を契機として、ぜひ佐倉市の青少年の健全育成諸問題の改善に向けて、具体的な連携が実践されていくことを願っています。また、そのような取り組みが推進するよう、我々行政側も努めて参ります。

また、これは間接的な取り組みになると思いますが、佐倉西高校の佐藤校長先生から、高校生のコミュニケーション能力が育まれてないということで、ぜひ地域で高校生が活躍する場を作ってほしいという話がありました。また、敬愛短大の新田委員からは、学生また職員、大学の先生方も含めて、人的な資源として、ぜひ地域で活用してほしいというような話もありました。

それぞれの皆様の所属の機関団体等で考えていくと、高校生或いは大学生にいろいろな行事等で活躍をしてもらうことは、先ほど佐藤先生から自己有用感を育むことに有効だという話がありましたが、同時に、佐倉の子どもたちにとっても、そういう高校生や大学生の姿を目の当たりにして接する機会があるというのは、成長の上でも非常に貴重な機会になると思いますので、このあたり我々も考えていきますが、ぜひ皆さんで考えていただければと思います。

最後に、体育協会の富永委員から、部活動の地域移行の話がありました。皆さんも報道等々で関心を持たれていると思いますが、県内の市町村の教育委員会の担当者を

集めての説明では、令和5年度は、市内のどこかの中学校の一部活の地域移行を進めて欲しいと。6年度については、全部の中学校での一部活、各学校一部活。令和7年度については、全部の中学校の全部の部活でという方針が県の方で示されました。これについて今教育委員会の中で、具体的にこれをどう進めていくかというところを検討しているところですので、それが固まったところで、また、関係の皆様方には、お力添えをいただくことになっていくと思います。今申し上げられることは、今年度中にこの地域移行に関する推進体制をつくれということも宿題として出ていますので、今その辺に向けて、県の説明を受けて、具体的にどう進めるかということの検討を始めているところですので、ご理解をいただきたいと思います。

今後とも引き続き佐倉市の青少年のために、ご尽力をいただきたいと思います。よろしく願います。ありがとうございました。

○西田会長

副市長も4月に就任しましたので併せて一言願います。

○石井副市長

ご紹介いただきました副市長の石井と申します。

4月から県の方から出向できておりまして、圓城寺教育長と一緒にやらせていただいております。今日皆さんから貴重なご意見いただきましたので、そういったご意見については今日子ども支援部が来ていますが、佐倉市全体にかかる部分もありますので、そういうところは情報共有を図らせていただき、また皆さんと一緒にやっていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

□ 閉 会

○子ども支援部 島村部長

本日皆さんの長時間にわたりまして、各団体のご報告、またご提言等をいただきましてありがとうございました。

子ども支援部としまして、また青少年の健全育成につきまして、皆様のご協力をいただきながら取り組んで参りたいと思います。

それではこれをもちまして、令和4年度第1回青少年問題協議会を終了します。

本日は、誠にありがとうございました。